

新宿区乳児等通園支援事業認可事務取扱要綱

令和 7 年 10 月 2 日 7 新子保施第 242 号

第 1 目的

この要綱は、乳児等通園支援事業の認可等に当たり、新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年新宿区条例第 45 号。以下「条例」という。）その他法令等の定めるもののほか、当該事務に関し遵守すべき手続等を定めることにより、事務処理の適正化、円滑化を図ることを目的とする。

第 2 乳児等通園支援事業者

乳児等通園支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 3 項各号（社会福祉法人又は学校法人は同項第 4 号）に定める基準を満たさなければならない。

また、社会福祉法人及び学校法人以外の者が乳児等通園支援事業者となる場合は、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和 7 年 2 月 26 日付けこ成保発第 154 号こども家庭庁成育局長通知）第 1 の 2（2）アからエに規定する事項及び下記の要件を満たすこと。

ア 乳児等通園支援事業の年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ 直近の会計期間において債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっていないこと。

第 3 乳児等通園支援事業の設備運営基準

1 一般型乳児等通園支援事業

(1) 定員

一般型乳児等通園支援事業の定員は各歳児ごとに区分して定めること。

(2) 建物・設備

一般型乳児等通園支援事業所の構造及び設備は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他関係法令等の定めるところに従うほか、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例に定めるもの及び下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

ア 基準設備・面積等

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第 22 条第 2 号に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下この表において同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第 22 条第 5 号に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理設備	調理設備を設ける場合は、利用乳幼児が保育室等から簡単に立ち入ることがないように区画されていること。

便所	便所には保育室等とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室等及び調理設備と区画されており、乳幼児が安全に使用できるものであること。
----	----------------------------------------------------------------------------

イ 耐震基準について、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）導入前に建築された建築物にあっては、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であること。

ウ 保育室等は原則として 1 階に設置することとし、2 階以上に設ける場合にあつては、条例第 22 条第 7 号に定める要件を満たすこと。

エ 事業者は、「室内化学物質対策実施基準」（別紙）に基づき、室内化学物質を測定するとともに必要な対策を講じ、安全性が確認された後に開設すること。

(3) 職員

ア 配置基準

一般型乳児等通園支援事業所にあつては、条例に基づき、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者（以下「乳児等通園支援従事者」という。）を配置するほか、以下の要件を満たすこと。

（ア） 必要な乳児等通園支援従事者の数は、定員について、条例第 23 条第 2 項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する乳児等通園支援従事者の員数の基準となる児童数で除し、小数点 1 位（小数点 2 位以下切り捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数とし、そのうち 6 割以上は保育士とすること。ただし、乳児等通園支援従事者の員数が 2 人の場合は、1 人以上を保育士とする。

なお、実際の支援にあたり配置する乳児等通園支援従事者の数は、現に支援を受けている乳幼児に対して同様の方法により算出するが、算出した結果、必要乳児等通園支援従事者数が 1 人以下の場合であっても、常時 2 人を下回ってはならない。

（イ） 保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者を 1 人とする場合は、次の条件のいずれかを満たすこと。

A 一般型乳児等通園支援事業所と保育所、幼稚園（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下、「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）その他子育て支援に関する施設（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、一般型乳児等通園支援事業に専従する乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

B 一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、

かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(ウ) 乳児等通園支援従事者のうち保育士以外の支援従事者の配置は、以下の研修を修了した者とする。

A 「子育て支援員研修事業の実施について」(令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び5(3)イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

B 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」(平成21年10月30日付け雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

イ 管理者

管理者は次の(ア)から(エ)までのいずれかの要件を満たしている者であること。

(ア) 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設又は幼稚園において、次のいずれかの職に2年以上従事した者

A 施設長の職

B 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職

(イ) 保育士であって、次のいずれかに該当する者

A 保育所、認定こども園、幼稚園又は子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業において、同一施設で継続して1年以上保育に従事した経験があること。

B 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(ウ) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者(国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。)

(エ) (ア)から(ウ)に準ずる者であって、区長が適当と認めた者(国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。)

ウ 調理員

(ア) 調理員については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付け雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を遵守し、事業所における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。

(イ) 調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に準じて実施すること。

(ウ) 搬入施設から食事を搬入する場合には、「保育所における食事の提供について」(平成 22 年 6 月 1 日付け雇児発 0601 第 4 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に準じ、衛生面、栄養面等に十分留意し、適切に食事を提供すること。

エ 配慮が必要な児童を受け入れる場合の体制の確保

配慮が必要な児童を受け入れる場合においては、当該児童の特性に応じた適正な配慮を行うなど、必要な措置を講じること。

2 余裕活用型乳児等通園支援事業

余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年東京都条例第 43 号) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 24 年東京都規則第 47 号)(保育所に係るものに限る。)
- (2) 幼保連携型認定こども園(認定こども園法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例(平成 18 年東京都条例第 174 号)及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則(平成 18 年東京都規則第 299 号)
- (3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年東京都条例第 122 号)及び東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成 26 年東京都規則第 151 号)
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 新宿区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年新宿区条例第 28 号)(家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業に係るものに限る。)

第 4 設置認可の手続き

乳児等通園支援事業の認可を受けようとする事業者は、新宿区家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請書(新宿区児童福祉法施行規則(昭和 40 年新宿区規則第 12 号)第 42 号様式)に、次に掲げる書類を添付し、区長へ提出すること。ただし、第 3 の 1 に規定する一般型乳児等通園支援事業の認可を受けようとする事業者のうち、当事業の認可申請以前に、新宿区私立幼稚園未就園児預かり事業を実施している(又は事前協議を行っている)事業者又は第 3 の 2 に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業の認可を受けようとする事業者について、既に新宿区長へ届出をしている事項に変更がない場合は、次に掲げる書類のうち、1、2 の(2)から(3)、(5)から(13)、3 の(2)、及び 4 の(1)、(4)、(6)、(11)の書類を省略することができる。また、第 3 の 1 に規定する一般型乳児等通園支援事業の認可を受けようとする事業者のうち、専用室において、定期利用保育及び一時保育を直近で 1 年以上実施している事業者について、既に新宿区長へ届出をしている事項に変更がない場合は、次に掲げる書類の

うち、1の(5)、2の(2)から(3)、(5)から(13)、3の(2)、及び4の(1)、(4)、(6)、(11)の書類を省略することができる。

1 職員関係

- (1) 職員の構成（第1号様式）
- (2) 乳児等通園支援従事者及び調理員の履歴書の写し（調理員を置かない事業所の調理員は不要）
- (3) 乳児等通園支援従事者の、保育士にあつては保育士登録証、その他の従事者にあつては条例における研修を修了した旨を証する書類の写し
- (4) 乳児等通園支援従事者の雇用契約書及び発令通知書（当該事業所に配属されたことを示すもの）の写し
- (5) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し

2 建物、その他の設備関係

- (1) 事業所の概要（第2号様式）
- (2) 事業所の案内図（最寄駅からの経路、周辺環境が分かるもの）
- (3) 事業所の配置図（隣地の状況等がわかるもの）
- (4) 事業所の平面図
- (5) 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。
- (6) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例第22条第7号を満たしていることを証する書類
- (7) 用途変更をした場合は、用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- (8) 土地・建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、事業を開始する日より前の開庁日までに提出すること（土地・建物が自己所有の場合）。
- (9) 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地・建物が自己所有でない場合）
- (10) 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）に準拠することを証する書類（土地・建物が自己所有でない場合）
- (11) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- (12) 「室内化学物質対策実施基準」（別紙）に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針以下であることが分かるものであること）
- (13) 建築基準法における新耐震基準導入前に建築された建築物にあつては、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類

3 運営方針

- (1) 運営規程
- (2) 就業規則（給与規程等を含む。）
- (3) 重要事項説明書
- (4) 利用乳幼児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

4 事業者の状況

社会福祉法人及び学校法人にあつては次の(1)から(10)、(12)及び(14)に掲げる書類、それ以外の者にあつては次の(1)から(14)までに掲げる書類

- (1) 法人代表者の履歴書（個人の場合は申請者の履歴書）
- (2) 法人の登記事項証明書（個人の場合は申請者の住民票の写し。ただし、申請者が新宿区民の場合は不要）
- (3) 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- (4) 印鑑証明書（個人の場合は申請者の印鑑登録証明書）
- (5) 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項の規定に関する誓約書（第 3 号様式）
- (6) 資金計画書（改修を伴わない場合は不要）
- (7) 当該事業の収支計画書（当該事業所を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）
- (8) 直近 3 年間の決算報告書
- (9) 事業者全体の収支（損益）予算書
- (10) 事業者全体の借入金等返済（償還）計画
- (11) 法人開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（事業者が新規設立法人の場合）
- (12) 残高証明書（認可申請書の提出期限の 1 か月前以降の時点のもの）
- (13) 納税証明書

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 123 条に規定する証明書のうち、以下の証明書（提出期限の 3 ヶ月前以降に発行したもの）。ただし、ア及びイの証明書については、直近 3 か年の決算報告書のうち、最も直近の会計年度と同年度のものとし、ウの証明書については直近 3 か年から発行日前日までのものとする。

ア 納税額等の証明（申請者が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税に係るもの）

イ 所得金額の証明（申請者が個人の場合は申告所得税、法人の場合は法人税に係る所得金額）

ウ 滞納処分を受けたことがないことの証明

- (14) その他区長が必要と認めるもの

第 5 内容変更（届）の手続き

1 事業の内容等の変更

事業所の名称、事業所の所在地等を変更しようとする事業者は、変更しようとする日の 20 日前までに新宿区家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業認可申請内容変更届（新宿

区児童福祉法施行規則第 45 号様式) 及び次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める書類を添付して区長に提出すること。

(1) 事業所の名称

区長が必要と認めるもの

(2) 事業所の所在地

第 4 の 2 に定める書類

(3) 事業者の名称、主たる事務所の所在地 (個人の場合は事業者の氏名及び住所)

ア 法人の登記事項証明書 (個人の場合は事業者の住民票の写し。ただし、事業者が新宿区民の場合は不要)

イ 定款又は寄付行為の写し (法人の場合)

ウ 印鑑証明書 (個人の場合は事業者の印鑑登録証明書)

(4) 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (法人のみ)

ア 法人代表者の履歴書

イ 法人の登記事項証明書

ウ 定款又は寄付行為の写し

エ 印鑑証明書

(5) 事業所の規模構造及び使用区分 (保育室等の設置位置等)

ア 事業所の概要 (第 2 号様式)

イ 変更前後の事業所の配置図、平面図

ウ 保育室等を 2 階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例第 22 条第 7 号を満たしていることを証する書類

エ 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し (建物の規模構造に変更がある場合に限る。)

オ 土地・建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。(自己所有物件の場合。土地、建物の規模構造に変更がある場合に限る。)

カ 「室内化学物質対策実施基準」(別紙)に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針以下であることが分かるものであること。工事を伴う建物の変更の場合に限る。)

キ 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面。国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」に準拠することを証する書類(自己所有でない土地・建物を新たに活用する場合)。

ク 火災予防条例第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し

ケ 建築基準法における新耐震基準導入前に建築された建築物にあっては、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類

- (6) 定員の変更
 - ア 職員の構成（第1号様式）
 - イ 事業所の概要（第2号様式）
- (7) 管理者の変更
 - ア 管理者の履歴書
 - イ 管理者の要件を充足することを証する書面
- (8) 調理業務に関する変更
 - ア 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合）
 - イ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合及び外部搬入先を変更する場合）
- (9) その他区長が必要と認めるもの

第6 廃止・休止

事業所の廃止・休止は、次の手順により行う。なお、休止とは原則として1年を超えない期間、事業を停止することをいう。

1 地域の乳児等通園支援事業に影響を及ぼすため、事業者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当の余裕をもって、区長に協議すること。

建物設備について国庫、都又は区の補助がなされた事業所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって区長あてに協議しなければならない。

2 事業者は、新宿区家庭的保育事業等・乳児等通園支援事業廃止・休止承認申請書（新宿区児童福祉法施行規則第46号様式）に次に掲げる書類を添付し、区長が指定する日までに提出すること。

(1) 財産処分 of 具体的方法

(2) 利用乳幼児の具体的な受入れ計画（児童の氏名、年齢、受け入れ先の事業所の名称、受け入れ予定年月日）

第7 補則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は令和7年10月2日から施行する。

職 員 の 構 成

1. 基準職員

職 名	常 勤 非常勤 の 別	専任 兼任 の別	所定労働時間		氏 名	年 齢 (歳)	保 育 士 資 格 の 有 無	経 験 年 数
			区 分	時 間 数				
施 設 長								
従 事 者								
調 理 員								

(注1) 基準職員とは、事業認可上、配置しなければならない職員で、非常勤職員を含む。

(注2) 常勤とは、各事業所の就業規則等で定めた常勤職員のうち、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（1年以上の労働契約を結んでいる者を含む）で、月120時間以上勤務の者をいう。

(注3) 所定労働時間欄は、当該職員と雇用契約した所定労働時間が日決めか、週決めか、月決めかを○で囲んだうえ、その時間数を記入してください。

第2号様式

事業所の概要

設置者	名称				代表者職・氏名		
	住所						
事業開始予定年月日		年 月 日					
施設	名称						
	住所						
	最寄駅	線		駅		分	
開所時間		時 分		～	時 分		(時間 分)
休園日							
定員		年齢	0歳	1歳	2歳	合計	
		定員数				0人	
事業 基盤	年間事業費	収入	円		支出	円	
	財務健全性	債務超過	<input type="checkbox"/> 無 (直近の会計期間)		損失計上	<input type="checkbox"/> 無 (直近三か年連続)	
職員	管理者	氏名				年齢	歳
		<p>要綱第3の1(3)イに掲げる次のいずれかの管理者要件に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉法第7条第1項に定める児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する幼稚園において、以下のいずれかの職に2年以上従事した者</p> <p><input type="checkbox"/> 施設長</p> <p><input type="checkbox"/> 月120時間以上施設に勤務する者であって、児童の処遇に直接従事する職員の職</p> <p><input type="checkbox"/> 保育士の資格を有し、以下のいずれかに該当する者</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所、認定こども園、幼稚園、又は地域型保育事業において、同一施設で継続して1年以上勤務した者(月120時間以上勤務した者に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験がある者(月120時間以上勤務した者に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者(国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る)</p> <p><input type="checkbox"/> 上記に準ずる者であって、区長が適当と認めた者(国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る)</p>					
食事の提供		<input type="checkbox"/> 直営	調理員 人				
		<input type="checkbox"/> 委託	委託先:				
		<input type="checkbox"/> 外部搬入	委託先:				

土地	面積	㎡							
	権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 ※所有権を有することがわかる登記事項証明書を添付 <input type="checkbox"/> 借用 (貸主: 国・都・区・民間) <input type="checkbox"/> 建物借用と一体							
建物設備	構造	造 地上 階建 建築面積			㎡、延床面積		㎡		
		うち乳児等通園支援事業所部分 <input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 一部			階部分 延床面積		㎡		
	権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 ※所有権を有することがわかる登記事項証明書を添付 <input type="checkbox"/> 借用 (貸主: 国・都・区・民間)							
	保育室等	乳児室・ ほふく室・ 保育室・ 遊戯室	現計画		≧	基準		現計画	
			0歳	㎡	0.0	㎡	✓	調理室	㎡
			1歳	㎡	0.0	㎡	✓	医務室 <small>※事務室等内に設置する場合は 医務コーナーの面積</small>	㎡
			2歳	㎡	0.00	㎡	✓	その他面積	㎡
				㎡				便所(児童用)	㎡
		計	0	㎡			合計	0 ㎡	
	保育室等が3階以上にある場合	避難用設備等	常用 ()			避難用 ()			
保育室等からの距離			階	m	保育室等からの距離	階	m		
			階	m		階	m		
			階	m		階	m		
			階	m		階	m		
<input type="checkbox"/> その他、条例第22条第7号の基準を満たしている。									
室内化学物質	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適								
建築確認済証 検査済証	建築時	確認済証	<input type="checkbox"/> 区又は都に提出済			確認済証	<input type="checkbox"/> 区又は都に提出済		
		検査済証	<input type="checkbox"/> 区又は都に提出済 <input type="checkbox"/> 月 日までに提出				検査済証	<input type="checkbox"/> 区又は都に提出済 <input type="checkbox"/> 月 日までに提出 <input type="checkbox"/> 完了届	
耐震性能	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適								
特記事項									

児童福祉法第34条の15第3項の規定に関する誓約書

年 月 日

新宿区長 宛て

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

児童福祉法第34条の15第2項並びに児童福祉法施行規則第36条の36第1項及び第2項に基づき認可の申請を行うに当たり、児童福祉法第34条の15第3項の基準に抵触していないこと及び、事業開始後においても同様に抵触せず、適正な運営を行うことを誓約いたします。

なお、万一抵触した場合には、直ちに本事業の廃止を申請するとともに、その際、受託児童ほか保育を提供している児童の保育の継続について、責任を持って対応いたします。

【児童福祉法】

第三十四条の十五 略

2 略

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合に於ては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

- 一 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。
- 二 当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合に於ては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第三十五条第五項第二号において同じ。）とする。）が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- 四 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - ニ 申請者が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と

等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。)又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第三十五条第五項第四号において「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

- ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が二分の一を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの)のうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。第三十五条第五項第四号ホにおいて同じ。)が、第五十八条第二項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- へ 申請者が、第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- ト 申請者が、第三十四条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十八条第二項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- チ へに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、への通知の日前六十日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- リ 申請者が、認可の申請前五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

別紙

室内化学物質対策実施基準

地域型保育事業所における安全で快適な保育環境及び乳幼児の健康確保のため、事業者は以下のとおり室内化学物質対策を実施すること。

	内容
実施内容	事業者は、事業所の室内化学物質濃度の測定を第三者の専門機関に依頼し、室内の安全性を確認する（室内に什器等を設置した状態で測定することが望ましい。）。なお、事業開始後であっても、室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行なった場合も、同様の取扱いとする。
測定対象化学物質	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・スズレン・エチルベンゼンの6種
検査機関	厚生労働省標準測定法により検査できる機関
測定方法	厚生労働省の測定方法のうち標準測定法によること。 日常の使用状況を想定し、3歳児は床上60cm、乳児は床上30cmなど、児童の呼吸する高さに合わせて空気を採取すること。 測定の際は換気装置を停止させること。ただし、常時（24時間）稼働させる換気装置についてはこの限りでない。 窓際、出入り口、送風口付近は避け、可能な限り部屋の中央付近で測定すること。 原則として乳幼児の居室ごとに測定すること。ただし、居室間が常時開放されている施設にあっては、100㎡以下の施設については乳児室において1か所測定し、100㎡を超える施設については乳児室及び保育室において最低2か所測定することをもって足りる。
測定結果	厚生労働省が定める化学物質の室内濃度指針値以下であることを確認すること。 指針値を超えた場合は、原因を調べ、改善のための対策を講じること。 測定結果及び対策状況については、関係者に説明または公表すること。
改善方法	設置者の責任において改善すること。 （完了・引渡し時に、工事請負業者の責任で指針値以下とするよう、あらかじめ建築工事特記仕様書に記載する等。） 改善方法については、所管の保健所に相談するなど早急な対応を行い、再検査を実施すること。
開設までの注意	化学物質の低減のため、竣工予定日から事業開始日まで、2週間以上の期間を確保すること。 換気装置を使用するか定期的に窓開け等を行い、十分に外気を取り入れること。